

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 指定処理施設等(第12条—<u>第35条</u>)</p> <p>第4章 雑則(<u>第36条・第37条</u>)</p> <p>第1条～第2条 略 (事業報告書)</p> <p>第3条 略 (1)～(4) 略</p> <p>2 産業廃棄物処分業者(特別管理産業廃棄物処分業者を含む。)に係る条例第6条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業)事業報告書(様式第2号)によるものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、<u>そ</u>の代表者の氏名</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第4条 略 (排出事業者が自社処理票に記載する事項)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 指定処理施設等(第12条—<u>第30条</u>)</p> <p>第4章 雑則(<u>第31条・第32条</u>)</p> <p>第1条～第2条 略 (事業報告書)</p> <p>第3条 略 (1)～(4) 略</p> <p>2 産業廃棄物処分業者(特別管理産業廃棄物処分業者を含む。)に係る条例第6条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業)事業報告書(様式第2号)によるものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、<u>　</u>代表者の氏名</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第4条 略 (排出事業者が自社処理票に記載する事項)</p>

4 条例第12条第2項第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が行っている事業の種類
- (2) 申請者が建設業者である場合にあっては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号
- (3) 申請者が解体工事業者である場合にあっては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号
- (4) 指定処理施設のうち焼却施設及び特定小型焼却施設にあっては、汚泥、焼却灰等の処分方法
- (5) 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- (6) _____着工予定年月日及び_____
_____使用開始予定年月日
- (7) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所
- (8) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- (9) 申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称）及び住所

4 条例第12条第2項第8号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が行っている事業の種類
- (2) 申請者が建設業者である場合にあっては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号
- (3) 申請者が解体工事業者である場合にあっては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号
- (4) 指定処理施設のうち焼却施設及び特定小型焼却施設にあっては、汚泥、焼却灰等の処分方法
- (5) 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- (6) 指定処理施設等の設置に係る工事の着工予定年月日及び指定処理施設等の使用開始予定年月日

(10) 申請者に第17条に規定する使用人がある場合にあっては、
その者の氏名及び住所

5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1) 指定処理施設等の設置及び維持管理に関する技術的能力を
説明する書類

(2) 指定処理施設等の設置及び維持管理に要する資金の総額及
びその資金の調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設
にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書

(3) 指定処理施設等の位置図(縮尺が2万5千分の1以上1万分
の1以下のものに限る。)

(4) 指定処理施設等の付近の見取図

(5) 指定処理施設等を設置する土地の登記事項証明書及び公図
の写し

(6) 指定処理施設等の配置図(縮尺が500分の1程度のものに限
る。)

(7) 指定処理施設等の処理工程図

(8) 指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計
算書

(9) 申請者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明
書並びに直前3年の各事業年度における 損益計算書、
貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税

5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(3) 技術管理者が法第21条第3項の環境省令で定める資格を有
することを証する書類又は技術管理者となるべき者の当該資格
の取得の予定を明らかにする書類

(4) 指定処理施設等の設置及び維持管理に係る資金に関する計
画書 並びに特定小型焼却施設
にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書

(5) 指定処理施設等の位置図(縮尺が2万5千分の1以上1万分
の1以下のものに限る。)

(6) 指定処理施設等の付近の見取図

(7) 指定処理施設等を設置する土地の登記事項証明書及び公図
の写し

(8) 指定処理施設等の配置図(縮尺が500分の1程度のものに限
る。)

(9) 指定処理施設等の処理工程図

(10) 指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計
算書

(1) 申請者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明
書並びに直近3事業年度の 事業報告書、財産目録、損益計算書、
貸借対照表及び納税証明書

の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- (10) 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項の登記事項証明書、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (12) 申請者が法人である場合にあっては、その役員住民票の写し並びに役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書
- (13) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、それらの者の住民票の写し並びにそれらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
- (14) 申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあっては、その法定代理人住民票の写し並びにその法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書並びにその役員

- (2) 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し及び履歴書

の住民票の写し並びに役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項の登記事項証明書)

(15) 申請者に第17条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し並びにその者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書

(16) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

6 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第9号に掲げる書類に代えて当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

(指定処理施設等の技術上の基準)

第13条 条例第13条第1項第1号の規則で定める技術上の基準は、別表第1のとおりとする。

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第14条 条例第13条第1項第2号（条例第14条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

(指定処理施設等を設置しようとする者の能力の基準)

第15条 条例第13条第1項第3号（条例第14条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(指定処理施設等の技術上の基準)

第13条 条例第13条第1項 _____ の規則で定める技術上の基準は、別表第1のとおりとする。

(1) 指定処理施設等の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 指定処理施設等の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(条例第13条第1項第4号ウの生活環境の保全を目的とする法令)

第16条 条例第13条第1項第4号ウの規則で定める法令は、次のとおりとする。

(1) 大気汚染防止法

(2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

(4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

(5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

(6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）

(7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）

(8) ダイオキシン類対策特別措置法

(9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

(条例第13条第1項第4号カ、コ及びサの規則で定める使用人)

第17条 条例第13条第1項第4号カ、コ及びサの規則で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者である

- (2) 指定処理施設等の設置の場所
- (3) 指定処理施設等の種類
- (4) 許可の年月日及び許可番号
- (5) 変更の内容
- (6) 変更の理由
- (7) 変更に係る工事の着工予定年月日及び変更後の使用開始予定年月日

(8) 第12条第4項第7号から第10号までに掲げる事項

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 第12条第2項第3号に掲げる事項に変更がある場合にあっては、変更後の指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 第12条第3項第2号に掲げる事項に変更がある場合にあっては、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- (3) 指定処理施設等の処理工程に変更がある場合にあっては、変更後の処理工程図
- (4) 変更後の指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- (5) 変更後の指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (6) 第12条第5項第1号、第2号及び第11号から第15号までに掲

- (2) 指定処理施設等の設置の場所
- (3) 指定処理施設等の種類
- (4) 許可の年月日及び許可番号
- (5) 変更の内容
- (6) 変更の理由
- (7) 変更に係る工事の着工予定年月日及び変更後の使用開始予定年月日

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 当該指定処理施設等に係る許可証の写し
- (2) 第12条第2項第3号に掲げる事項に変更がある場合にあっては、変更後の指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図
- (3) 第12条第3項第2号に掲げる事項に変更がある場合にあっては、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- (4) 指定処理施設等の処理工程に変更がある場合にあっては、変更後の処理工程図

げる事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(届出を要する指定処理施設等の変更)

第22条 条例第14条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請者が行っている事業の種類

(2) 申請者が建設業者である場合にあつては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号

(3) 申請者が解体工事業者である場合にあつては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号

(4) 指定処理施設のうち焼却施設及び特定小型焼却施設にあつては、汚泥、焼却灰等の処分方法

(5) 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

(6) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

(7) 指定処理施設等設置者に係る次に掲げる者

ア 役員

イ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

ウ 条例第13条第1項第4号ケの法定代理人

エ 第17条に規定する使用人

(指定処理施設等に係る変更等の届出)

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(届出を要する指定処理施設等の変更)

第18条 条例第14条第3項の規則で定める事項は、第12条第4項に掲げる事項とする。

(指定処理施設等に係る変更等の届出)

第23条 条例第14条第3項の届出は、次に掲げる事項を記載した指定処理施設等変更等届出書(様式第9号。次項において「届出書」という。)を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定処理施設等の設置の場所
- (3) 指定処理施設等の種類
- (4) 許可の年月日及び許可番号
- (5) 第20条に規定する軽微な変更をした場合又は条例第12条第2項第1号に掲げる事項若しくは前条に規定する事項に変更があった場合にあっては、その変更の内容
- (6) 指定処理施設等の廃止又は休止若しくは再開の場合にあっては、その理由及び年月日

2 届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

-
- (1) 条例第12条第2項第1号に掲げる事項に変更があった場合において、同条第1項の許可を受けた者が、個人であるときは住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書、法人であるときは定款及び登記事項証明書
-
-

第19条 条例第14条第3項の届出は、次に掲げる事項を記載した指定処理施設等変更等届出書(様式第9号。次項において「届出書」という。)を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定処理施設等の設置の場所
- (3) 指定処理施設等の種類
- (4) 許可の年月日及び許可番号
- (5) 変更の場合にあっては、その内容
- (6) 指定処理施設等の廃止又は休止若しくは再開の場合にあっては、その理由及び年月日

2 届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 当該指定処理施設等に係る許可証の写し
- (2) 条例第12条第2項第1号に掲げる事項に変更があった場合において、同条第1項の許可を受けた者が、個人であるときは住民票の写し
_____、法人であるときは定款及び登記事項証明書
- (3) 技術管理者に変更があった場合にあっては、変更後の技術管理者が法第21条第3項の環境省令で定める資格を有することを

(2) 第12条第2項第3号に掲げる事項に変更がある場合(第20条第4号に掲げる変更がある場合を除く。)にあつては、変更後の指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図

(3) 第12条第3項第1号又は第3号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類

(4) 指定処理施設等の処理工程に変更があつた場合にあつては、変更後の処理工程図

(5) 前条第7号アからエまでに掲げる者に変更があつた場合にあつては、当該変更後の者の住民票の写し並びに当該変更後の者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあつてはその登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し並びに当該変更後の役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項の登記事項証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあつてはその登記事項証明書)

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(条例第14条第4項の規定による欠格要件に係る届出)

第24条 条例第14条第4項の届出は、条例第13条第1項第4号アか

証する書類

(4) 第12条第2項第3号に掲げる事項に変更がある場合(第16条第4号に掲げる変更がある場合を除く。)にあつては、変更後の指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図

(5) 第12条第3項第1号又は第3号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類

(6) 指定処理施設等の処理工程に変更があつた場合にあつては、変更後の処理工程図

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

らカまで又はケからサまで（同号ケからサまでに掲げる者にあつては、同号キ又はクに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至った日から2週間以内に、次に掲げる事項を記載した指定処理施設等設置者の欠格要件に係る届出書(様式第10号)を知事に提出して行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 指定処理施設等の設置の場所

(3) 指定処理施設等の種類

(4) 条例第12条第1項の許可の年月日及び許可番号

(5) 条例第13条第1項第4号アからカまで又はケからサまで（同号ケからサまでに掲げる者にあつては、同号キ又はクに係るものを除く。）のうち該当するに至ったもの（次号において「欠格要件」という。）及び該当するに至った具体的事由

(6) 欠格要件に該当するに至った年月日

第25条～第27条 略

(指定処理施設等の標識)

第28条 条例第16条第2項の標識は、指定処理施設及び特定小型焼却施設にあっては様式第11号、積替保管施設にあっては様式第12号とする。

第29条 略

(産業廃棄物の保管施設の標識)

第20条～第22条 略

(指定処理施設等の標識)

第23条 条例第16条第2項の標識は、指定処理施設及び特定小型焼却施設にあっては様式第10号、積替保管施設にあっては様式第11号とする。

第24条 略

(産業廃棄物の保管施設の標識)

第30条 指定処理施設等設置者は、当該許可に係る指定処理施設、特定小型焼却施設又は積替保管施設において処理する産業廃棄物の保管場所の公衆の見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した標識(様式第13号)を掲げなければならない。

(1)～(4) 略

第31条 略

(許可取消事業者の公表)

第32条 条例第18条第3項に規定する公表は、許可を取り消した後速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定処理施設等の譲受け等の許可の申請)

第33条 指定処理施設等を譲り受け、又は借り受けようとする者は、条例第19条第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定処理施設等譲受等許可申請書(様式第14号。次項において「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の

第25条 指定処理施設等設置者は、当該許可に係る指定処理施設、特定小型焼却施設又は積替保管施設において処理する産業廃棄物の保管場所の公衆の見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した標識(様式第12号)を掲げなければならない。

(1)～(4) 略

第26条 略

(許可取消事業者の公表)

第27条 条例第18条第2項に規定する公表は、次に掲げる事項を茨城県報に登載することにより行うものとする。

(1) 条例第18条第1項の規定による許可の取消しの処分(次号及び第3号において「処分」という。)を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 処分の原因となった事実

(3) 処分の原因となった事実に関連して産業廃棄物の不適正な処理が行われた場合にあっては、当該処理が行われた場所

(指定処理施設等の譲受け等の許可の申請)

第28条 指定処理施設等を譲り受け、又は借り受けようとする者は、条例第19条第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定処理施設等譲受等許可申請書(様式第13号。次項において「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の

氏名

- (2) 譲受け又は借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定処理施設等の設置の場所
- (4) 指定処理施設等の種類
- (5) 許可の年月日及び許可番号
- (6) 申請者が行っている事業の種類
- (7) 申請者が建設業者である場合にあっては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号
- (8) 申請者が解体工事業者である場合にあっては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号
- (9) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所
- (10) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- (11) 申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- (12) 申請者に第17条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所

氏名

- (2) 譲受け又は借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 指定処理施設等の設置の場所
- (4) 指定処理施設等の種類
- (5) 許可の年月日及び許可番号

- 2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- (1) 当該指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - (2) 当該指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書
 - (3) 申請者が法人である場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (4) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (5) 申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - (6) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し並びに役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書
 - (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があつたときにあつては、それら

- 2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- (3) 技術管理者が法第21条第3項の環境省令で定める資格を有することを証する書類又は技術管理者となるべき者の当該資格の取得の予定を明らかにする書類
 - (4) 指定処理施設等の設置及び維持管理に係る資金に関する計画書並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書
 - (1) 申請者が法人である場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに直近3事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表及び納税証明書
 - (2) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し及び履歴書
 - (5) 指定処理施設等の位置図(縮尺が2万5千分の1以上1万分の1以下のものに限る。)

の者の住民票の写し並びにそれらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（これらの者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書）

(8) 申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し並びにその法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員
の住民票の写し並びに役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項の登記事項証明書）

(9) 申請者に第17条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し並びにその者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

3 第12条第6項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。
この場合において、第12条第6項中「前項第9号」とあるのは、「前項第3号」と読み替えるものとする。

(指定処理施設等設置者である法人の合併及び分割の認可の申請)

第34条 指定処理施設等設置者は、条例第19条第2項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定処理施設等設

(6) 指定処理施設等に係る許可証の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(指定処理施設等設置者である法人の合併及び分割の認可の申請)

第29条 指定処理施設等設置者は、条例第19条第2項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定処理施設等設

置者合併等認可申請書(様式第15号。次項において「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (3) 指定処理施設等の設置の場所
- (4) 指定処理施設等の種類
- (5) 許可の年月日及び許可番号
- (6) 申請者が行っている事業の種類
- (7) 申請者が建設業者である場合にあつては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号
- (8) 申請者が解体工事業者である場合にあつては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号
- (9) 合併又は分割の時期
- (10) 合併又は分割の理由
- (11) 合併又は分割の方法及び条件
- (12) 役員の名及び住所
- (13) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあつては、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出

置者合併等認可申請書(様式第14号。次項において「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (3) 合併又は分割の年月日
- (4) 合併又は分割の理由
- (5) 合併又は分割の方法及び条件

資の金額

(14) 第17条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の
氏名及び住所

(15) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又
は分割により当該指定処理施設等を承継する法人に係る次に掲
げる事項

ア 名称及び住所並びに代表者の氏名

イ 役員となる者の氏名及び住所

ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主とな
る者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をし
ている者となる者がある場合にあつては、これらの者の氏名
又は名称、住所及び当該株主となる者の有する株式の数又は
当該出資をしている者となる者のなした出資の金額

エ 第17条に規定する使用人となる者がある場合にあつては、
その者の氏名及び住所

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1) 合併契約書又は分割契約書の写し

(2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該指定処理施設
等を承継する法人が条例第12条第1項の許可を受けた者でない
法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1) 申請者が法人である場合にあつては、定款及び登記事項証明
書並びに直近3事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書、
貸借対照表及び納税証明書

(2) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し及び履歴
書

ア 定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

イ 申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

ウ 役員の住民票の写し並びに役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書

エ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあっては、それらの者の住民票の写し並びにそれらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（これらが法人である場合にあっては、その登記事項証明書）

オ 第17条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し並びにその者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書

カ 現に行っている事業の概要を説明する書類

(3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設等を承継する法人に係る次に掲げる書類

(3) 技術管理者が法第21条第3項の環境省令で定める資格を有することを証する書類又は技術管理者となるべき者の当該資格の取得の予定を明らかにする書類

ア 当該指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

イ 当該指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書

ウ 役員となる者の住民票の写し

エ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合にあつては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）

オ 第17条に規定する使用人となる者がある場合にあつては、その者の住民票の写し

削除

削除

削除

削除

削除

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図

(4) 指定処理施設等の設置及び維持管理に係る資金に関する計画書並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書

(5) 指定処理施設等の位置図（縮尺が2万5千分の1以上1万分の1以下のものに限る。）

(6) 指定処理施設等に係る許可証の写し

(7) 合併の場合にあつては、合併契約書の写し

(8) 分割の場合にあつては、分割契約書の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図

面

3 第12条第6項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。

この場合において、第12条第6項中「前項第9号」とあるのは、「前項第2号ア」と読み替えるものとする。

(指定処理施設等設置者に係る相続の届出)

第35条 条例第19条第4項の届出は、次に掲げる事項を記載した指定処理施設等設置者に係る相続届出書(様式第16号。次項において「届出書」という。)を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名及び死亡時の住所
- (3) 指定処理施設等の設置の場所
- (4) 指定処理施設等の種類
- (5) 許可の年月日及び許可番号
- (6) 相続の開始の日
- (7) 相続人が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- (8) 相続人に第17条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所

2 届出書には、次に掲げる 書類を添付するものとする。

- (1) 被相続人との続柄を証する書類
- (2) 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しな

面

(指定処理施設等設置者に係る相続の届出)

第30条 条例第19条第3項の届出は、次に掲げる事項を記載した指定処理施設等設置者に係る相続届出書(様式第15号。次項において「届出書」という。)を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名及び死亡時の住所
- (3) 指定処理施設等の設置の場所
- (4) 指定処理施設等の種類
- (5) 許可の年月日及び許可番号
- (6) 相続の開始の日

2 届出書には、住民票の写し及び相続人であることを証する書類を添付するものとする。

い旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(3) 指定処理施設等の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあつては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書

(4) 届出者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(5) 相続人が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し並びにその法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し並びに役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項の登記事項証明書

(6) 相続人に第17条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し並びにその者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書

第4章 雑則

(身分を示す証明書)

第36条 条例第22条第2項の証明書は、身分証明書(様式第17号)とする。

第4章 雑則

(身分を示す証明書)

第31条 条例第22条第2項の証明書は、身分証明書(様式第16号)とする。

(書類等の提出部数)

第37条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面の提出部数は、条例第6条の規定により知事に提出する書類及び第19条第3項の規定により知事に提出する書類にあっては正本1部とし、その他の書類及び図面にあっては正本1部及び副本2部とする。

別表第1(第13条関係)

- 1 指定処理施設等の全てに共通する技術上の基準
(1)～(6) 略
- 2 略
- 3 指定処理施設の技術上の基準

指定処理施設の種類	技術上の基準
~~~~~	
5 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 <u>第3条第14号</u> の廃油処理施設を除く。)	1 4の項右欄の例によること。 2 事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該焼却施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されている

(書類等の提出部数)

第32条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面の提出部数は、条例第6条の規定により知事に提出する書類及び第15条第3項の規定により知事に提出する書類にあっては正本1部とし、その他の書類及び図面にあっては正本1部及び副本2部とする。

別表第1(第13条関係)

- 1 指定処理施設等のすべてに共通する技術上の基準  
(1)～(6) 略
- 2 略
- 3 指定処理施設の技術上の基準

指定処理施設の種類	技術上の基準
~~~~~	
5 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)であって、次のいずれにも該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号) <u>第3条第14号</u> の廃油処理施設を除く。)	1 4の項右欄の例によること。 2 事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該焼却施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されている

ア 1日当たりの処理能力が1立方メートル以下のもの イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの ウ 火格子面積が2平方メートル未満のもの	こと。
--	-----

4・5 略

別表第2(第25条関係)

1 指定処理施設等の全てに共通する技術上の基準

(1)～(21) 略

2・3 略

4 積替保管施設の技術上の基準

(1) 略

(2) 産業廃棄物を種類ごと(複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合を除く。)、排出事業者ごと、処分方法ごと及び処分先ごとに保管すること。

(3) 略

様式第1号～様式第3号 略

様式第4号(第12条第1項関係)

(第1面)

指定処理施設等設置許可申請書

ア 1日当たりの処理能力が1立方メートル以下のもの イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの ウ 火格子面積が2平方メートル未満のもの	こと
--	----

4・5 略

別表第2(第20条関係)

1 指定処理施設等のすべてに共通する技術上の基準

(1)～(21) 略

2・3 略

4 積替保管施設の技術上の基準

(1) 略

(2) 産業廃棄物を種類ごとに保管すること(複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合を除く。)。

(3) 略

様式第1号～様式第3号 略

様式第4号(第12条第1項関係)

(表面)

指定処理施設等設置許可申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名又は名称 (法人にあつては、その代表者の氏名) 電話番号</p> <p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第12条第1項の規定により、指定処理施設等の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
指定処理施設等の設置の場所	
指定処理施設等の種類	
指定処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	
設置に係る工事の着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※許可の年月日	年 月 日
※許可番号	
指定処理施設等の処理能力 (積替保管施設にあつては、 積替え又は保管の用に供する 場所の面積)	<p>時間 $m^3 / 日 (\quad)$</p> <p>時間 $t / 日 (\quad) 時$</p> <p>$m^3 / 時間$</p> <p>$t / 時間$</p> <p>供用面積 m^2</p>
△指定処理施設等の位置、構造等	指定処理施設等の位置

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名又は名称 (法人にあつては、その代表者の氏名) 電話番号</p> <p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第12条第1項の規定により、指定処理施設等の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
指定処理施設等の設置の場所	
指定処理施設等の種類	
指定処理施設等において処理する産業廃棄物の種類	
設置に係る工事の着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※許可の年月日	年 月 日
※許可番号	
指定処理施設等の処理能力 (積替保管施設にあつては、 積替え又は保管の用に供する 場所の面積)	<p>時間 $m^3 / 日 (\quad)$</p> <p>時間 $t / 日 (\quad) 時$</p> <p>$m^3 / 時間$</p> <p>$t / 時間$</p> <p>供用面積 m^2</p>
△指定処理施設等の位置、構造等	指定処理施設等の位置

の設置に関する計画に係る事項	指定処理施設等の処理方式	
	指定処理施設等の構造及び設備(積替保管施設 にあつては、産業廃棄物を保管するための設備を含む。)	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水量及び処理方法(排出の方法(排出の位置、排出先等を含む。))を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する事項	
	火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積	
	その他指定処理施設等の構造等に関する事項	

の設置に関する計画に係る事項	指定処理施設等の処理方式	
	指定処理施設等の構造及び設備(積替保管施設である 場合にあつては、産業廃棄物を保管するための設備を含む。)	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水量及び処理方法(排出の方法(排出の位置、排出先等を含む。))を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する事項	
	火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積	
	その他指定処理施設等の構造等に関する事項	

△指定処理施設等の維持管理に関する計画に係る事項	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量	
	積替保管施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量	
	その他指定処理施設等の維持管理に関する事項	

(第2面)

申請者が行っている事業の種類			
申請者が建設業者である場合にあっては、 <u>許可</u> をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号		行政庁の名称	
		許可番号	
申請者が解体工事業者である場合にあっては、 <u>登録</u> をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号		行政庁の名称	
		登録番号	
汚泥、焼却灰等の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	

△指定処理施設等の維持管理に関する計画に係る事項	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量	
	積替保管施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量	
	その他指定処理施設等の維持管理に関する事項	

(裏面)

申請者が行っている事業の種類			
申請者が建設業者である場合にあっては、 <u>建設業の許可</u> をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号		行政庁の名称	
		許可番号	
申請者が解体工事業者である場合にあっては、 <u>解体工事業者の登録</u> をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号		行政庁の名称	
		登録番号	
汚泥、焼却灰等の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	

△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

申請者

(個人である場合)

(ふりがな)
氏名

生年月日

本籍

住所

(法人である場合)

(ふりがな)
名称

住所

法定代理人（申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな)
氏名

生年月日

本籍

住所

(法人である場合)

△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

	<u>(ふりがな)</u> 名称	住所	
	<u>役員（法定代理人が法人である場合）</u>		
	<u>(ふりがな)</u> 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所

(第3面)

<u>発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）</u>				
	<u>発行済株式の総数</u>	株		出資の額
	<u>(ふりがな)</u> 氏名又は 名称	生年月日	<u>保有する株式の数又は出資の金額</u>	本籍
			割合	住所

法定代理人（申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合）

（個人である場合）

	<u>（ふりがな） 氏名</u>	<u>生年月日</u>	本籍
			住所

（法人である場合）

	<u>（ふりがな） 名称</u>	住所

役員（法定代理人が法人である場合）

	<u>（ふりがな） 氏名</u>	<u>生年月日</u>	本籍
		役職名・呼称	住所

第17条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所

添付書類及び図面

- 1 指定処理施設等の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 2 指定処理施設等の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書

(第4面)

	3 指定処理施設等の位置図(縮尺が2万5千分の1)
--	---------------------------

添付	1 申請者が法人である場合にあつては、定款及び登
----	--------------------------

	以上1万分の1以下のものに限る。)
4	指定処理施設等の付近の見取図
5	指定処理施設等を設置する土地の登記事項証明書及び公図の写し
6	指定処理施設等の配置図(縮尺が500分の1程度のものに限る。)
7	指定処理施設等の処理工程図
8	指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書
9	申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
10	申請者が個人である場合においては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
11	申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
12	申請者が法人である場合においては、その役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
13	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにおいては、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合においては、その登記事項証明書)
14	申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法定代理人が法人である場合においては、その登記事項証明書並びにその役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)
15	申請者に第17条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し並びに成年被後見

書類及び図面	<p>記事事項証明書並びに直近3事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表及び納税証明書</p> <p>2 申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び履歴書</p> <p>3 技術管理者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の環境省令で定める資格を有することを証する書類又は技術管理者となるべき者の当該資格の取得の予定を明らかにする書類</p> <p>4 指定処理施設等の設置及び維持管理に係る資金に関する計画書並びに特定小型焼却施設においては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書</p> <p>5 指定処理施設等の位置図(縮尺が2万5千分の1以上1万分の1以下のものに限る。)</p> <p>6 指定処理施設等の付近の見取図</p> <p>7 指定処理施設等を設置する土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>8 指定処理施設等の配置図(縮尺が500分の1程度のものに限る。)</p> <p>9 指定処理施設等の処理工程図</p> <p>10 当該指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>11 排ガス及び排水の処理方法に係る処理系統図</p> <p>12 その他知事が必要と認める書類及び図面</p>
	注1 ※の欄には、記入しないこと。

人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
16 その他知事が必要と認める書類及び図面

- 注1 ※の欄には、記入しないこと。
- 2 指定処理施設等の種類の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。
 - 3 指定処理施設等の処理能力(積替保管施設にあっては、積替え又は保管の用に供する場所の面積)の欄は、処理する産業廃棄物の種類ごとに記入すること。全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
 - 4 申請者が行っている事業の種類(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)による分類)を記入すること。
 - 5 火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積の欄並びに汚泥、焼却灰等の処分方法の欄は、指定処理施設のうち焼却施設及び特定小型焼却施設の場合に記入すること。
 - 6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量の欄は、指定処理施設及び特定小型焼却施設の場合に記入すること。
 - 7 積替保管施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量の欄は、積替保管施設の場合に記入すること。
 - 8 △の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 指定処理施設等の構造及び設備については、当該施設の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に係る処理系統図
 - 9 指定処理施設等において処理された産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、委託契約書の写しを添付すること。
 - 10 「法定代理人」から「第17条に規定する使用人」までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 11 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人

- 2 指定処理施設等の種類の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。
- 3 指定処理施設等の処理能力(積替保管施設にあっては、積替え又は保管の用に供する場所の面積)の欄は、処理する産業廃棄物の種類ごとに記入すること。全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 申請者が行っている事業の種類(日本標準産業分類(平成5年総務庁告示第60号)による分類)を記入すること。
- 5 火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積の欄並びに汚泥、焼却灰等の処分方法の欄は、指定処理施設のうち焼却施設及び特定小型焼却施設の場合に記入すること。
- 6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量の欄は、指定処理施設及び特定小型焼却施設の場合に記入すること。
- 7 積替保管施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量の欄は、積替保管施設の場合に記入すること。
- 8 △の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。
- 9 指定処理施設等において処理された産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、委託契約書の写しを添付すること。

に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

12 正本1部及び副本2部を提出すること。

※手数料欄

様式第5号(第18条第1項関係)

略

様式第6号(第19条第1項関係)

略

様式第7号(第19条第3項関係)

指定処理施設等許可証再交付申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者
住所
氏名又は名称
(法人にあつては、その代表者の氏名)
電話番号

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則第19条第3項の規定により、許可証の再交付を受けたいので、申請します。

許可の年月日 年 月 日

許可番号

指定処理施設等の設置の場

※手数料欄

様式第5号(第14条第1項関係)

略

様式第6号(第15条第1項関係)

略

様式第7号(第15条第3項関係)

指定処理施設等許可証再交付申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者
住所
氏名又は名称
(法人にあつては、その代表者の氏名)
電話番号

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則第15条第3項の規定により、許可証の再交付を受けたいので、申請します。

許可の年月日 年 月 日

許可番号

指定処理施設等の設置の場

所	
指定処理施設等の種類	
再交付の申請の理由	
※事務処理欄	
<p>注1 ※の欄には、記入しないこと。 2 指定処理施設等の種類の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。 3 許可証を毀損し、又は汚損したときは、当該毀損し、又は汚損した許可証を添付すること。 4 許可証の再交付を受けた場合において、紛失した許可証を発見したときは、10日以内に、当該許可証を知事に返納すること。</p>	

様式第8号(第21条第1項関係)

(第1面)

<p>指定処理施設等変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p>	
<p>茨城県知事 殿</p>	
<p>申請者 住所 氏名又は名称 (法人にあつては、その代表者の氏名) 電話番号</p>	
<p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第14条第1項の規定により、指定処理施設等の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
指定処理施設等の設置の場	

所	
指定処理施設等の種類	
再交付の申請の理由	
※事務処理欄	
<p>注1 ※の欄には、記入しないこと。 2 指定処理施設等の種類の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。 3 許可証をき損し、又は汚損したときは、当該き損し、又は汚損した許可証を添付すること。 4 許可証の再交付を受けた場合において、紛失した許可証を発見したときは、10日以内に、当該許可証を知事に返納すること。</p>	

様式第8号(第17条第1項関係)

(表面)

<p>指定処理施設等変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p>	
<p>茨城県知事 殿</p>	
<p>申請者 住所 氏名又は名称 (法人にあつては、その代表者の氏名) 電話番号</p>	
<p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第14条第1項の規定により、指定処理施設等の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
指定処理施設等の設置の場	

所			
指定処理施設等の種類			
許可の年月日		____年 ____月 ____日	
許可番号			
変更の内容	指定処理施設等において処理する産業廃棄物の種類		
	指定処理施設等の処理能力 (積替保管施設にあっては、積替え又は保管の用に供する場所の面積)	変更後	変更前
		$\frac{m3}{日()}$ 時間 $\frac{t}{日()}$ 時間 $\frac{m3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ <u>供用面積</u> m2	$\frac{m3}{日()}$ 時間 $\frac{t}{日()}$ 時間 $\frac{m3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ <u>供用面積</u> m2
	△指定処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画		
△指定処理施設等の維持に関する計画			
変更の理由			
変更に係る工事の着工予定年月日		____年 ____月 ____日	
使用開始予定年月日		____年 ____月 ____日	

所			
指定処理施設等の種類			
許可の年月日		____年 ____月 ____日	
許可番号			
変更の内容	指定処理施設等において処理する産業廃棄物の種類		
	指定処理施設等の処理能力	変更後	変更前
		$\frac{m3}{日()}$ 時間 $\frac{t}{日()}$ 時間 $\frac{m3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ <u>供用面積</u> m2	$\frac{m3}{日()}$ 時間 $\frac{t}{日()}$ 時間 $\frac{m3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ <u>供用面積</u> m2
	△指定処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画		
△指定処理施設等の維持に関する計画			
変更の理由			
変更に係る工事の着工予定年月日		____年 ____月 ____日	
使用開始予定年月日		____年 ____月 ____日	

※許可の年月日	____年 ____月 ____日
※許可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
		住所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住所	
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	

※許可の年月日	____年 ____月 ____日
※許可番号	

(裏面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

	発行済株式の総数	株		出資の額
		保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
	(ふりがな) 氏名又は 名称	生年月日	割合	住所

法定代理人（申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合）

<u>（個人である場合）</u>		
<u>（ふりがな） 氏名</u>	<u>生年月日</u>	本籍
		住所
<u>（法人である場合）</u>		
<u>（ふりがな） 名称</u>		住所

（第3面）

<u>役員（法定代理人が法人である場合）</u>		
<u>（ふりがな） 氏名</u>	<u>生年月日</u>	本籍
	役職名・呼称	住所

第17条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
添付書類及び図面	<p>1 第12条第2項第3号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、変更後の指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書</p> <p>2 第12条第3項第2号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類</p> <p>3 指定処理施設等の処理工程に変更がある場合にあつては、変更後の処理工程図</p> <p>4 変更後の指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類</p> <p>5 変更後の指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>6 第12条第5項第1号、第2号及び第11号から第15号までに掲げる事項</p> <p>7 その他知事が必要と認める書類及び図面</p>		
<p>注1 ※の欄には、記入しないこと。</p> <p>2 「指定処理施設等の種類」の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。</p> <p>3 △の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含む</p>			

添付書類及び図面	<p>1 指定処理施設等に係る許可証の写し</p> <p>2 指定処理施設等の構造及び設備に変更がある場合にあつては、変更後の指定処理施設等の構造を明らかにする設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>3 積替保管施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量に変更がある場合にあつては、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類</p> <p>4 指定処理施設等の処理工程に変更がある場合にあつては、変更後の処理工程図</p> <p>5 その他知事が必要と認める書類及び図面</p>
<p>注1 ※の欄には、記入しないこと。</p>	

こと。

- (1) 指定処理施設等の構造及び設備に変更がある場合にあっては、変更後の当該指定処理施設等の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合にあっては、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合にあっては、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合にあっては、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄に全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
 - 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
 - 6 「法定代理人」から「第17条に規定する使用人」までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 8 正本1部及び副本2部を提出すること。

※手数料欄

(表面)

様式第9号(第23条第1項関係)

指定処理施設等変更等届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者
住所
氏名又は名称

- 2 「指定処理施設等の種類」の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。
- 3 △の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。
- 4 △印の欄にすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

※手数料欄

様式第9号(第19条第1項関係)

指定処理施設等変更等届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者
住所
氏名又は名称

(法人にあっては、その代表者の氏名) 電話番号		
指定処理施設等を軽微変更等(廃止・休止・再開)したので、 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第14条第3項の規 定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
指定処理施設等の設置の場所		
指定処理施設等の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更 の 内 容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ ては、その代表者の氏名の変更	
	△茨城県廃棄物の処理の適正化に関する 条例施行規則第22条に掲げる事項の変更 (同条第7号関係は除く。)	
	第22条第7号アからエまでに掲げる者の変更	
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理 人、株主及び出資をしている者の変更	
	(ふりがな) 名 称	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理 人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役		

(法人にあっては、その代表者の氏名) 電話番号	
指定処理施設等を軽微変更等(廃止・休止・再開)したので、 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第14条第3項の規 定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
指定処理施設等の設置の場所	
指定処理施設等の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	△軽微な変更
	氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の 氏名の変更
	△茨城県廃棄物の処理の適正 化に関する条例施行規則第12 条第4項に掲げる事項の変更
指定処理施設等の廃止又は休止若しくは再開 の理由	(廃止・休止・ 再開の別)
指定処理施設等の廃止又は休止若しくは再開 の年月日	年 月 日
※事務処理欄	
添付書類及び図面	1 指定処理施設等に係る許 可証の写し 2 氏名又は名称及び住所並 びに法人にあっては、その代 表者の氏名に変更があった 場合において、条例第12条第 1項の許可を受けた者が個人 であるときは住民票の写し、

員を含む。), 株主, 出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな)	生年月日	本籍
氏名	役職名・呼称	住所
指定処理施設等の廃止又は休止若しくは再開の理由	(廃止・休止・再開の別)	
指定処理施設等の廃止又は休止若しくは再開の年月日	____年 ____月 ____日	
※事務処理欄		

(裏面)

	法人であるときは定款及び登記事項証明書
	<p>3 技術管理者に変更があった場合にあつては、変更後の技術管理者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の環境省令で定める資格を有することを証する書類</p> <p>4 指定処理施設等の構造及び設備に変更があつた場合にあつては、変更後の指定処理施設等の構造を明らかにする設計計算書、平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>5 第12条第3項第1号又は第3号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類</p> <p>6 指定処理施設等の処理工程に変更がある場合にあつては、変更後の処理工程図</p> <p>7 その他知事が必要と認める書類及び図面</p>
<p>注1 ※の欄には、記入しないこと。</p> <p>2 「指定処理施設等の種類」の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。</p> <p>3 △の欄については、すべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。この場合においては、できる限り図面、表等を利用すること。</p> <p>4 変更に係る部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。</p>	

添付書類
及び図面

- 1 条例第12条第2項第1号に掲げる事項に変更があった場合には、同条第1項の許可を受けた者が、個人であるときは住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人であるときは定款及び登記事項証明書
- 2 第12条第2項第3号に掲げる事項に変更がある場合(第20条第4号に掲げる変更がある場合を除く。)にあつては、変更後の指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書
- 3 第12条第3項第1号又は第3号に掲げる事項に変更があった場合にあつては、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 4 指定処理施設等の処理工程に変更があった場合にあつては、変更後の処理工程図
- 5 第22条第7号アからエまでに掲げる者の変更の場合にあつては、当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同号アに掲げる法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ウに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書)
- 6 その他知事が必要と認める書類及び図面

注1 ※の欄には、記入しないこと。

2 「指定処理施設等の種類」の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。

3 「△軽微な変更」の欄については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、指定処理

施設等の構造及び設備に変更がある場合にあつては、変更後の当該指定処理施設等の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を含むこと。

4 △の欄については、全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記入し、別紙を添付すること。この場合においては、できる限り図面、表等を利用すること。

5 「第22条第7号アからエまでに掲げる者の変更」の欄については、当該変更に係る全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

6 変更に係る部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

様式第10号(第24条関係)

指定処理施設等設置者の欠格要件に係る届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者

住所

氏名又は名称

(法人にあつては、その代表者の氏名)

電話番号

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日 年 月 日

許可番号

指定処理施設等の設置の場所

指定処理施設等の種類	
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	____年 ____月 ____日
注 「該当するに至った欠格要件」の欄は、条例第13条第1項第4号アからカまで又はケからサまで（同号ケからサまでに掲げる者にあつては、同号キ又はクに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入すること。	

様式第11号(第28条関係)

略

様式第12号(第28条関係)

略

様式第13号(第30条関係)

略

様式第14号(第33条第1項関係)

(第1面)

指定処理施設等譲受等許可申請書

____年 ____月 ____日

様式第10号(第23条関係)

略

様式第11号(第23条関係)

略

様式第12号(第25条関係)

略

様式第13号(第28条第1項関係)

指定処理施設等譲受等許可申請書

____年 ____月 ____日

茨城県知事 殿

申請者
住所
氏名又は名称
(法人にあっては、その代表者の氏名)
電話番号

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第1項の規定により、指定処理施設等譲受け等の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

指定処理施設等の設置の場所

指定処理施設等の種類

許可の年月日及び許可番号

年 月 日
第 号

申請者が行っている事業の種類

申請者が建設業者である場合にあっては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号

行政庁の名称

許可番号

申請者が解体工事業者である場合にあっては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号

行政庁の名称

登録番号

※譲受け等の許可の年月日

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者
住所
氏名又は名称
(法人にあっては、その代表者の氏名)
電話番号

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第1項の規定により、指定処理施設等譲受け等の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

指定処理施設等の設置の場所

指定処理施設等の種類

許可の年月日及び許可番号

年 月 日
第 号

※事務処理欄

※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者			
<u>(個人である場合)</u>			
<u>(ふりがな)</u> 氏名	<u>生年月日</u>	本籍	
		住所	
<u>(法人である場合)</u>			
<u>(ふりがな)</u> 名称		住所	
<u>役員 (申請者が法人である場合)</u>			
<u>(ふりがな)</u>	<u>生年月日</u>	本籍	
氏名	<u>役職名・呼称</u>	住所	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は 名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本籍
		割合	住所

法定代理人（申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

<u>(法人である場合)</u>		
	<u>(ふりがな)</u> 名称	住所

(第3面)

<u>役員 (法定代理人が法人である場合)</u>			
	<u>(ふりがな)</u> 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
<u>第17条に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)</u>			
	<u>(ふりがな)</u> 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所

添付書類及び図面	<p>1 当該指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類</p> <p>2 当該指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書</p> <p>3 申請者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>4 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>5 申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>6 申請者が法人である場合にあっては、その役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出</p>		

添付書類及び図面	<p>1 申請者が法人である場合にあっては、定款、登記事項証明書並びに直近3事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表及び納税証明書</p> <p>2 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し及び履歴書</p> <p>3 技術管理者が法第21条第3項の環境省令で定める資格を有することを証する書類又は技術管理者による当該資格の取得の予定を明らかにする書類</p> <p>4 指定処理施設等の設置及び維持管理に係る資金に関する計画書並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書</p> <p>5 指定処理施設等の位置図(縮尺が2万5千分の1以上1万分の1以下のものに限る。)</p> <p>6 指定処理施設等の許可証の写し</p> <p>7 その他知事が必要と認める書類及び図面</p>
注 ※の欄には、記入しないこと。	
手数料欄	

	<p><u>資をしている者があるとき</u>にあつては、<u>これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書）</u></p> <p>8 <u>申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合</u>にあつては、<u>その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）</u></p> <p>9 <u>申請者に第17条に規定する使用人がある場合</u>にあつては、<u>その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</u></p> <p>10 <u>その他知事が必要と認める書類及び図面</u></p>
--	---

注1 申請者が行っている事業の種類の欄には、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）による分類を記入すること。

2 ※の欄には、記入しないこと。

3 「法定代理人」から「規則第17条に規定する使用人」までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

5 正本1部及び副本2部を提出すること。

手数料欄

様式第15号(第34条第1項関係)

(第1面)

<p><u>指定処理施設等設置者合併等認可申請書</u></p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 名称 代表者の氏名 電話番号</p> <p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第2項の規定により、合併(分割)の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
①合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名	
②指定処理施設等の設置の場所	
③指定処理施設等の種類	
④許可の年月日及び許可番号	_____年 月 日 第 _____ 号
⑤申請者が行っている事業の種類	
⑥申請者が建設業者である場合にあっては、許可をした行政庁の名称及び当	行政庁 の名称

様式第14号(第29条第1項関係)

<p><u>指定処理施設等設置者合併等認可申請書</u></p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名又は名称 (法人にあつては、その代表者の氏名) 電話番号</p> <p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第2項の規定により、指定処理施設等設置者である法人の合併(分割)の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名	
合併又は分割の年月日	
合併又は分割の理由	
合併又は分割の方法及び条件	
※事務処理欄	

該許可の許可番号	許 可 番 号	
⑦申請者が解体工事業者である場合に あつては、登録をした行政庁の名称及 び当該登録の登録番号	行 政 庁 の 名 称	
	登 録 番 号	
⑧合併後存続する法人若しくは合併に より設立される法人又は分割により当 該指定処理施設等を承継する法人の名 称及び住所並びに代表者の氏名		
⑨合併又は分割の時期		
⑩合併又は分割の理由		
⑪合併又は分割の方法及び条件		
※事務処理欄		

(第2面)

⑫申請者			
	(ふりがな) 名称	住所	
⑬役員			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所

	(ふりが な)	生年 月日	保有する株 式の数又は 出資の金額	本籍
	氏名又は 名称		割合	住所

(第3面)

(第4面)

⑱合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設等を承継する法人において、第17条に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

添付書類
及び図面

- 1 合併契約書又は分割契約書の写し
- 2 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該指定処理施設等を承継する法人が条例第12条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (2) 申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - (3) 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - (4) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあっては、それらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
 - (5) 第17条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - (6) 現に行っている事業の概要を説明する書類
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設等を承継する法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 当該指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - (2) 当該指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書

添付書類
及び図面

- 1 申請者が法人である場合にあっては、定款、登記事項証明書並びに直近3事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書、貸借対照表及び納税証明書
- 2 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し及び履歴書
- 3 技術管理者が法第21条第3項の環境省令で定める資格を有することを証する書類又は技術管理者による当該資格の取得の予定を明らかにする書類
- 4 指定処理施設等の設置及び維持管理に係る資金に関する計画書並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書
- 5 指定処理施設等の位置図（縮尺が2万5千分の1以上1万分の1以下のものに限る。）
- 6 指定処理施設等に係る許可証の写し
- 7 合併の場合にあっては、合併契約書の写し
- 8 分割の場合にあっては、分割契約書の写し
- 9 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

注 ※の欄には、記入しないこと。

手数料欄

	<p>類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書</p> <p>(3) 役員となる者の住民票の写し</p> <p>(4) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合にあつては、それらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書)</p> <p>(5) 第17条に規定する使用人となる者がある場合にあつては、その者の住民票の写し</p> <p>4 その他、知事が必要と認める書類及び図面</p>
<p>注1 申請者が行っている事業の種類欄には、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)による分類を記入すること。</p> <p>2 ※の欄には、記入しないこと。</p> <p>3 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。</p> <p>4 ⑬から⑱までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>5 ⑬及び⑱の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。</p> <p>6 正本1部及び副本2部を提出すること。</p>	
<p>手数料欄</p>	

様式第16号(第35条第1項関係)

(表面)

<p>指定処理施設等設置者相続届出書</p>

様式第15号(第30条第1項関係)

<p>指定処理施設等設置者相続届出書</p>

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者
住所
氏名
電話番号

指定処理施設等設置者に相続があったので、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

被相続人との続柄

被相続人の氏名及び死亡時の住所

指定処理施設等の設置の場所

指定処理施設等の種類

許可の年月日及び許可番号
年 月 日
第 号

相続の開始の日

※事務処理欄

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者
住所
氏名
電話番号

指定処理施設等設置者に相続があったので、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

被相続人との続柄

被相続人の氏名及び死亡時の住所

指定処理施設等の設置の場所

指定処理施設等の種類

許可の年月日及び許可番号
年 月 日
第 号

相続の開始の日

※事務処理欄

添付書類

- 1 住民票の写し
- 2 相続人であることを証する書類

注 1 ※の欄には記入しないこと。
2 指定処理施設等の種類の欄には、脱水施設、乾燥施設、

焼却施設等，特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。

(裏面)

相続人		
	<u>(ふりがな)</u> 氏名	生年月日
		本籍
		住所
法定代理人（相続人が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合）		
<u>(個人である場合)</u>		
	<u>(ふりがな)</u> 氏名	生年月日
		本籍
		住所
<u>(法人である場合)</u>		
	<u>(ふりがな)</u>	住所
	名称	
役員（法定代理人が法人である場合）		

		<u>(ふりがな)</u> 氏名	<u>生年月日</u>	本籍
			役職名・呼称	住所

第17条に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

		<u>(ふりがな)</u> 氏名	<u>生年月日</u>	本籍
			役職名・呼称	住所

添付書類

- 1 被相続人との続柄を証する書類
- 2 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 3 指定処理施設等の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書
- 4 届出者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 5 相続人が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合

にあつては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）

6 相続人に第17条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

注1 ※の欄には、記入しないこと。

2 「相続人」から「第17条に規定する使用人」までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

4 正本1部及び副本2部を提出すること。

様式第17号(第36条関係)

略

様式第16号(第31条関係)

略